



琉球大学学術リポジトリ

University of the Ryukyus Repository

Title	旧グローバル論の日本的遺産としての教育基本法第1条の射程に関する考証(表紙、はしがき、研究組織、交付決定額、研究発表)
Author(s)	高良, 倉成
Citation	
Issue Date	2008-05
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/11247
Rights	

旧グローバル論の日本的遺産としての
教育基本法第1条の射程に関する考証

18530724

2006（平成18）年度～2007（平成19）年度
科学研究費補助金（基盤研究（C））
研究成果報告書

2008（平成20）年5月
研究代表者：高良倉成
琉球大学教育学部教授

はしがき

本研究の目的は、各種の社会科学・人文科学の知見と社会科教育の実践的課題とを融合させるための結節点は何かという課題を検討するための1つの予備的研究として、学校教育法や学習指導要領でのキー表現としても掲げられてきた教育基本法第1条における合成表現「国家及び社会」の含意を解明することであった。

社会科教育に関する各種論議が「国家及び社会」という表現についての分析を放置してきたことが、「国家及び社会の形成者」を国家公民と等置するような短絡的な公民観を横行させてきた原因の1つであり、本研究はそのような短絡的な解釈を否定する論拠を提供する試みである。

研究組織

研究代表者：高良倉成（琉球大学教育学部教授）

（個人研究につき、研究分担者や協力者はなし）

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
平成18年度	500,000	0	500,000
平成19年度	200,000	60,000	260,000
総計	700,000	60,000	760,000

研究発表

1. 高良倉成「教育基本法に内在する多元主義の再検討 ―〈国家及び社会〉という合成表現を手がかりに―」, 日本公民教育学会『公民教育研究』vol. 15, 33～47 ページ